

令和6年度第4四半期の 電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方(案)

令和6年12月
総務省
総合通信基盤局

検討の背景

- ◆ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月20日 情報通信審議会答申。以下、「令和4年度答申」という。)においては、IP網への移行期間中(令和4年4月から令和6年12月まで)の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たってのLRICモデルの適用方法等について考え方が示されているところ。一方で、IP網への移行後(令和7年1月以降)の電話のユニバーサルサービス交付金の補填額の算定方法の在り方についての考え方は示されていない。
- ◆ 令和7年度認可対象の補填額の算定に当たっては、第一種適格電気通信事業者は、令和7年8月末までに、令和6年度の原価等を基礎的電気通信役務支援機関に対して届け出る必要がある。
- ◆ この届出までには、令和7年1月～3月を含む令和6年度の補填額の算定に係るLRICモデルの適用方法等について整理した上で、所要の規定の整備を行う必要がある。

今後の検討スケジュール

- ◆ 本委員会において、令和7年1～2月を目処に報告書案を取りまとめ、令和7年3月頃に情報通信審議会から答申をいただく想定。
- ◆ 答申を踏まえ、令和7年4月以降に総務省において所用の規定の整備を行う。

検討事項

- ◆ IP網への移行期間中（令和4年4月から令和6年12月まで）に適用していた次の事項の取扱いについて、令和6年度第4四半期に適用するLRICモデルの中でどのように対応するか。
 - ① 第8次PSTN－LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP－LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値 **（P.3）**
 - ② 第9次IP－LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうか **（P.6）**
 - ③ モデル外補正の実施の有無（第9次IP－LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック） **（P.8）**

検討事項

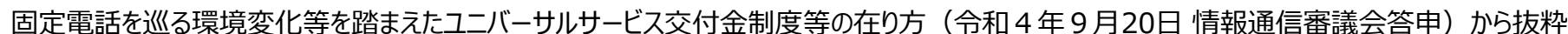
- ① 第8次PSTN－LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP－LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値

令和6年12月までの対応方針

- ✓ 「令和4年度答申」において、令和6年12月までの補填額の算定については、第8次PSTN－LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP－LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値をとることとし、加重平均比率は接続料算定時と同一の比率を適用することが適当との考え方が示されている。令和6年4月から12月までの第8次：第9次の比率は、接続料算定時と同一のものとして、23%：77%の比率を用いることとされている。

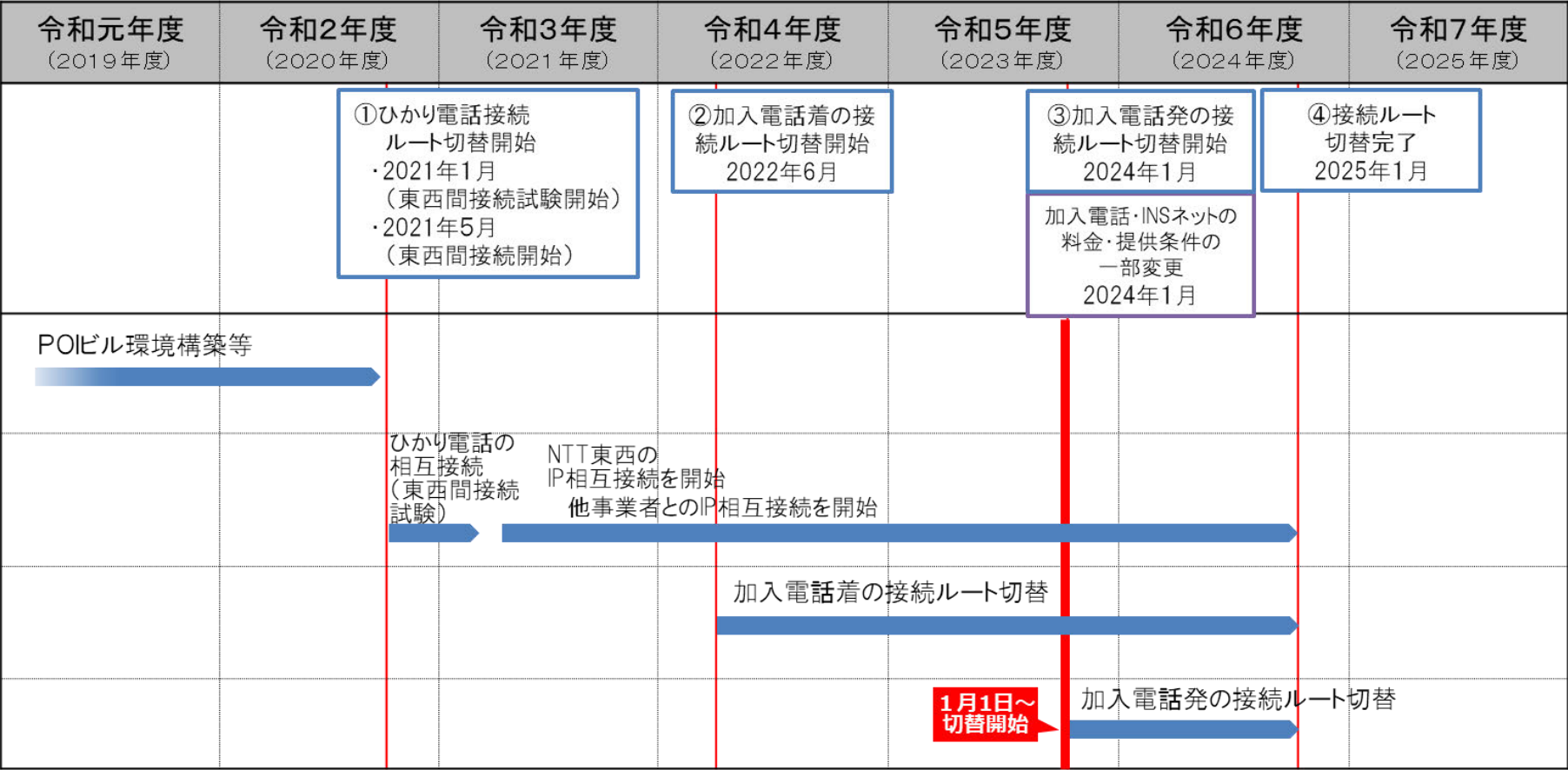
令和7年1月から3月までの対応方針（案）

- 第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本は、令和7年1月までにはIP網への移行が完了する予定である旨を公表している。予定通りにIP網への移行が完了する場合には、令和7年1月以後、PSTNは用いられないこととなることから、令和7年1月から同年3月まで分の補填額の算定については、第8次PSTN－LRICモデルを用いず、第9次IP－LRICモデルのみで算定することが適当と考えられるのではないかと考えられるのではないかと。



	第 8 次モデル (PSTN-LRIC)	第 9 次モデル (IP-LRIC)
1 年目	91%	9 %
2 年目	66%	34%
3 年目	23%	77%

- ① ひかり電話のIP相互接続は2021年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は2022年度 (2022年6月) から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は2023年度 (2024年1月) から接続ルート切替を開始。
(2024年1月にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更を実施済み(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 2024年度 (2025年1月) にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



出典: NTT東日本・西日本資料を基に総務省が作成

検討事項

- ② 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうか

令和6年12月までの対応方針

- ✓ 「令和4年度答申」において、令和6年12月までの第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについては、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合をとるため、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定することが適当との考え方が示されている。

令和7年1月から3月までの対応方針（案）

- 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」（令和6年6月17日 情報通信審議会答申）においては、令和7年1月から令和10年3月までの接続料算定方法として、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当である旨の考え方が示されている。
- 「令和4年度答申」においては接続料算定と補填額算定とで用いるモデル間の整合を取るために本件を適用しているところ、上述した令和7年1月以降の接続料算定についての考え方に鑑みれば、令和7年1月から3月までの補填額算定についても同様に、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づくことが妥当と考えられるのではないかと考えられる。

第3章 L R I Cモデルにおけるメタル I P 電話の加入者回線の取扱い

第2節 意見及び考え方

3 考え方

I P - L R I Cモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えについて、接続事業者からは、L R I C方式の前提や、メタル回線の維持等に関するN T Tの説明を踏まえ、加入者回線の選択ロジックの適用による光回線への置換えを検討すべきとの意見があった。

他方、N T T東日本・西日本からは、現時点ではアクセス回線をメタル回線から光回線に移行していく具体的な計画の策定には至っておらず、この状況は令和3年答申時から変化が生じていないことから、次期算定期間においても、「まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当」と考えるとの意見があった。

この点、L R I Cモデルにおける接続料原価算定において、メタル回線を光回線へ置き換える場合には、この置換えによる接続料原価への影響だけでなく、基本料との負担割合や、ユニバーサルサービス制度において交付金の算定対象となるコストへの影響についても整理する必要がある。加えて、現在、メタル回線によりサービスを提供している地域の全てにおいて光回線への置換えを行うことが、実網におけるコスト効率やユニバーサルサービスの維持の観点から適切であるかどうかは明らかでない中、L R I Cモデル上、拙速に光回線に置き換えて算定するとすれば、現在、実際にメタル回線を引いているところは、全て光回線に置換えを進めることが望ましいとのメッセージとなることが懸念される。

以上を踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、第9次 I P - L R I Cモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当である。

その上で、L R I Cモデルにおける光回線への置換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視しつつ、仮に置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが適当である。

第5章 接続料算定方法の適用期間

第2節 意見及び考え方

3 考え方

これらの意見を踏まえ、I P 網への移行後の接続料算定方法の適用期間は、環境の変化に柔軟な対応を可能とする観点から、従来と同様に3年間とすることが考えられる。この際、接続料の改定が概ね事業年度単位を基本として行われてきたことから、適用期間を令和7年1月から令和10年3月までの3年3か月とすることが適当である。

検討事項

③ モデル外補正の実施の有無（第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック）

令和6年12月までの対応方針

- ✓ 第9次IP-LRICモデルについては、長期増分費用モデル研究会での検討において、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとなっておらず、同モデルの出力において、FRTが十分に効率的な台数とは考えられないほど多数配置されてしまうことが指摘された。
- ✓ これを踏まえ、「令和4年度答申」においては、令和6年12月までに限定した暫定的な対応として、第9次IP-LRICモデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近付けた上で適用することが妥当との考え方が示されている。

令和7年1月から3月までの対応方針（案）

- 「令和4年度答申」において指摘されているとおり、本件の適用は、あくまで令和6年12月までの暫定的な対応とすることが妥当であるものの、設備配置ロジックを見直さずに、本件暫定的な対応を廃止するのみでは、十分に効率的とはいえない設備配置に基づき交付金・負担金の額が算定されることとなる。また、令和6年度の第4四半期のみに、同年度の他の四半期とは異なる算定方法を適用するとすれば、第一種適格電気通信事業者や支援機関等における補填額や交付金・負担金の算定作業に過大な負担を生じさせることとなる。
- これらを考え合わせると、令和6年度第4四半期の3か月間に限り、上述の「暫定的な対応」を継続させることが妥当ではないか。

第３章 ＩＰ網への移行に伴う補填の在り方等

第４節 ＩＰ網への移行期間中の補填額算定方法

電話のユニバーサルサービス制度においては、ユニバーサルサービス提供設備との接続等による受益している電気通信事業者が補填のための負担金を拠出しているが、その負担は実際には利用者に転嫁されている。こうした点も踏まえ、電話のユニバーサルサービス制度における補填額については、現時点で利用可能な技術を用いて効率的に構築された設備を前提として算定することとされており、現在、ＬＲＩＣモデルを適用した算定が行われている。

具体的には、令和４年度認可対象の補填額の算定までは、電話網のＩＰ網への移行に伴う加入電話接続ルートの切換え前であり、接続料算定に用いるモデルとの整合をとる観点からも、現在の規定に基づき、第８次ＰＳＴＮ－ＬＲＩＣモデルが用いられる。

他方、これと並行して、今後電話網のＩＰ網への移行が進むことを見据え、長期増分費用モデル研究会においては、第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルの設計並びに同モデルを用いた接続料及び補填額の算定方法に係る検討が進められてきた。

また、電話網のＩＰ網への移行期間中は、ＮＴＴ東日本・西日本の電話網内で切替前後の接続ルートが混在するところ、同期間中の加入電話／メタルＩＰ電話の接続料については、第８次ＰＳＴＮ－ＬＲＩＣモデルと第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルを併用して算定することとされた。

こうした点を踏まえ、ＩＰ網への移行期間中の補填額算定へのＬＲＩＣモデルの適用方法等について検討を行った。

１ ＬＲＩＣ方式による補填額の算定

２）方向性

ＩＰ網への移行期間中（令和４年４月から令和６年１２月まで）の補填額の算定については、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合をとるため、ＩＰ網への移行期間中という過渡的な期間に限り適用することも踏まえ、第８次ＰＳＴＮ－ＬＲＩＣモデルによる補填額算定値と第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルによる補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とすることが適当である。

この際、加重平均比率は、移行工程・スケジュールから予測した年度ごとのトラヒック移行割合に基づき定めた、接続料算定時と同一の比率を適用することが適当である。

また、同期間中の第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについて、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合をとるため、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定することが適当である。

なお、第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルによる補填額の算定に際しての加入電話アクセス回線のコスト算定方法、緊急通報のコスト算定方法及び公衆電話のコスト算定方法については、長期増分費用モデル研究会において検討された整理を踏まえた対応をとることが適当である。

１ ＬＲＩＣ方式による補填額の算定

３）方向性

第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルについては、長期増分費用モデル研究会での検討の中で、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとなっておらず、その結果、同モデルの出力において、ＦＲＴが十分に効率的な台数とは考えられないほど多数配置されてしまうことが指摘された。

ＬＲＩＣモデルは、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに」設備を構成できるものであることが求められる。したがって、第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルを、アクセス網の設備配置ロジックが十分に効率的な設備配置を行えるものとなるように見直すことが必要である。

また、補填額の算定も、前記のとおり「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに」構成した設備配置を前提として行うことされている。一方、第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルのアクセス網の設備配置ロジックの見直しには一定の期間を要する可能性もあることから、見直しに係る対応が完了するまでの間の補填額の算定には、長期増分費用モデル研究会での検討の中で提案されているとおり、第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近付けた上で同モデルを適用することが、同期間中に限定した暫定的な対応としては妥当である。

その上で、補填額算定の本来の在り方を踏まえ、今後速やかに、第９次ＩＰ－ＬＲＩＣモデルのアクセス網の設備配置ロジックを見直した上で、見直し後のモデルを適用した補填額の算定を行えるように努めることが必要である。